

## 審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次）看護学研究科看護学専攻（D）

1. <学生の確保の見通しが不明確>

入学意向調査では、現在の学部学生の入学希望は多いが、その希望に直接つながるのは博士前期課程であり、博士後期課程の希望調査においては直接的な入学ニーズにつながる修士課程在籍者への調査ができておらず、中長期的に学生を確保できるか不明確である。また、博士後期課程修了者の採用意向調査において、入学定員を上回る採用可能人数があるとしているが、継続して修了生を輩出した場合は採用可能人数を数年で充足してしまうため、修了生を継続的に就職させることができる見通しが不明確である。入学ニーズと就職の観点を踏まえ、学生の確保の見通しを明らかにすること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. <研究指導体制、学位論文審査体制の決定プロセス等が不明確>

研究指導体制、学位論文審査体制の決定プロセス等が不明確であるため、以下の2点を明らかにすること。【2課程共通】（是正事項）・・・・・・・・・・7

（1）学生の研究指導は主・副研究指導教員が担当すると説明があるが、学生の主・副研究指導教員がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

（2）学位論文審査において、主査・副査が審査を行うこととなっているが、主査・副査がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

3. <学位論文審査の具体的な内容及びプロセスが不明確>

学位論文審査における審査の内容及びプロセスについて不明確な点があるため、以下の2点を明らかにすること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

（1）博士論文の「作成及び研究指導のプロセス」の説明において「研究計画審査（1年次）」とあるが、どのように審査を行うか不明確である。また、資料「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」にも研究計画審査はなく、指導・審査プロセスにおける研究計画審査の位置付けも不明確である。研究計画審査の方法及び指導・審査プロセスにおける位置付けを明らかにすること。

（2）「研究論文予備審査（3年次）」の項目の中に「博士学位論文審査会（本審査）」や「発表会（公聴会）」の説明があるが、各審査の審査プロセスにおける位置付けが不明確であるため、具体的に説明をするか、必要に応じて資料を修正すること。

4. <教員の負担が適切か不明確>  
設置する研究科の専任教員は既存の看護学部の現職教員である者が多いため、新しく研究科を設置した際に、教員が無理のない指導ができる組織体制となっているかが不明確である。研究科と既存の学部を合わせた教員の負担が無理のないものとなっているか明らかにすること。【2課程共通】（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
5. <設置計画の一層の充実>  
教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (D)

1. <学生の確保の見通しが不明確>

入学意向調査では、現在の学部学生の入学希望は多いが、その希望に直接つながるのは博士前期課程であり、博士後期課程の希望調査においては直接的な入学ニーズにつながる修士課程在籍者への調査ができておらず、中長期的に学生を確保できるか不明確である。また、博士後期課程修了者の採用意向調査において、入学定員を上回る採用可能人数があるとしているが、継続して修了生を輩出した場合は採用可能人数を数年で充足してしまうため、修了生を継続的に就職させることができる見通しが不明確である。入学ニーズと就職の観点を踏まえ、学生の確保の見通しを明らかにすること。

(対応)

博士後期課程の学生確保の見通しと修了後の就職の見込みについて以下にて説明する。

(1) 博士後期課程の学生確保の見込み

〔アンケート調査結果等による博士後期課程の学生確保の見込み〕

本研究科(入学定員4人)の学生確保の入学者ニーズを測定するために実施した入学意向についてのアンケート調査(「学生の確保の見通し等を記載した書類」の(資料4)として添付済み)において、博士後期課程への入学意向については、以下のような調査結果となっている。

- ・調査対象(医療機関・介護老人保健施設・老人福祉施設・訪問看護ステーション・看護系大学に勤務する現職看護師、看護教員)493人の内、最終学歴が大学院修士課程(修了または在籍中)の者:24人
- ・調査結果:「兵庫大学大学院看護学研究科博士後期課程を受験したい」:24人中16人(66.7%)

「合格した場合、入学したい」:16人中8人(50%)

以上の結果となっており、博士後期課程への受験資格がある調査対象24人のうち、8人(33.3%)から、本研究科への受験・入学意向の回答を得ており、兵庫県を中心とした地域の現職看護師や看護教員からの入学ニーズが示されている。

入学意向調査では、(他大学の)修士課程在籍者へのアンケート調査は実施していないが、以下の理由により、本研究科博士後期課程の中長期的な学生確保の見通しはあると考えている。

- ①兵庫大学の看護学部の専任教員(講師、助教等)11人と助手6人の合計17人のうち、修士学位を持つ15人(博士学位保有者、修士課程未修了者を除く)については、本研究科博士後期課程が開設された場合は、博士後期課程に入学する見込みが非常に高いと

思われる。本学では、博士学位を持たない専任教員及び助手について、博士学位の取得を強く奨励している。

②学生の確保の見通し等を記載した書類にて記載した通り、看護系大学教員 7,772 名（国公立 250 大学）のうち、最終修得学位として博士学位を保持する教員は 2,491 名（全体の 32.1%）、修士学位を保持する教員は 4,487 名（同 57.7%）、であり、修士学位保持者を含め博士学位を持たない教員は、5,281 人（同 67.9%）となっている。（出典：「看護系大学の教育等に関する実態調査 2016 年度状況調査 日本看護系大学協議会）兵庫県及び近畿地区の看護系大学には、博士後期課程または大学院を設置していない大学もまだ多くあり、博士学位の取得を希望する看護教員の入学ニーズは、今後も存続すると思われる。

③本研究科博士前期課程の修了生が出る開設 3 年目からは、本研究科の修了生も、博士後期課程の志願・入学候補者として想定している。本学の健康科学部看護学科（平成 29 年に看護学部看護学科と改組）は、平成 23 年 3 月卒業生を第 1 期生として、平成 30 年 3 月までに 8 期生、約 780 名の卒業生を輩出している。卒業生の多くは、臨床現場等において、中堅看護職員となっているが、その中でも研究や教育を志向する者に対しては、本学にて様々な情報を提供し、博士前期課程への入学と、博士前期課程の修了後の博士後期課程への入学を推奨していく予定であり、毎年数名の本研究科の博士前期課程及び博士後期課程への志願者、入学者を想定している。（本学看護学科卒業生へのアンケート調査では、22.4%にあたる 13 名が「本研究科の博士前期課程を受験したい」と回答している）

中長期的には、そのようなプロセスを通じて、本学の看護学科において養成した看護職者が、看護教員として本学に就任することを目指しており、学部から臨床現場を経ての、博士前期課程、博士後期課程への一貫教育を構想している。

## （2）博士後期課程の修了後の就職の見込み

### 〔アンケート調査結果等による博士後期課程の修了後の就職の見込み〕

本研究科の修了生の就職の見込みを測定するための「採用意向についてのアンケート調査」（「学生の確保の見通し等を記載した書類」の（資料 6）として添付済み）において、調査対象の 77 事業所のうち 6 事業所（7.8%）から「本研究科の修了生を採用したい」の回答を得ている。

本研究科博士後期課程では、完成年度以降、入学定員である 4 人の修了生を毎年輩出する予定であるが、以下の理由により、本研究科の修了生の就職の見込みは示されていると考えている。

①看護系大学院博士後期課程の修了生は、その多くが看護系大学の教員として就職しており、本研究科においても同様の傾向になると考えている。看護系大学は一般的に、助手も含めて教員の入退職が毎年非常に活発であり、また、慢性的に教員が不足している看

護系大学もあることから、博士学位と教育研究業績があり、本人の就職意欲があれば、就職の確実性は高いと考えている。

- ②兵庫大学看護学部においても、毎年 5 名程度の看護教員を新たに採用している。本研究科博士後期課程の修了生は、本学の専任教員の採用候補者として考えている。
- ③本研究科博士後期課程は、現職看護師、現職看護教員を入学者として想定しており、その者はそれぞれの勤務先で勤務しながら、または休職して本研究科に入学してくるものと想定している。その場合は、本研究科の修了後の就職（復職）については、現職の継続という形で保証されていると考えられる。

(新旧対照表) 学生確保の見通し等を記載した書類 (5、6 ページ、15 ページ)

新	旧
<p>1) 学生の確保の見通し (ア) 定員充足の見込み ..... (略) .....</p> <p><b><u>博士後期課程の学生の見込み</u></b></p> <p><u>博士後期課程の学生確保の見通しを以下にて説明する。</u></p> <p><u>入学意向調査では、(他大学の) 修士課程在籍者へのアンケート調査は実施していないが、以下の理由により、本研究科博士後期課程の学生確保の中長期的な見通しはあると考えている。</u></p> <p><u>①兵庫大学の看護学部の専任教員(講師、助教等) 11 人と助手 6 人の合計 17 人のうち、修士学位を持つ 15 人(博士学位保有者、修士課程未修了者を除く)については、本研究科博士後期課程が開設された場合は、博士後期課程に入学する見込みが非常に高いと思われる。本学では、博士学位を持たない専任教員及び助手について、博士学位の取得を強く奨励している。</u></p> <p><u>②学生の確保の見通し等を記載した書類にて記載した通り、看護系大学教員 7,772 名(国公立 250 大学)のうち、最終修得学位として博士学位を保持する教員は 2,491 名(全体の 32.1%)、修士学位を</u></p>	<p>1) 学生の確保の見通し (ア) 定員充足の見込み ..... (略) .....</p>

新	旧
<p>保持する教員は4,487名（同57.7%）、であり、修士学位保持者を含め博士学位を持たない教員は、5,281人（同67.9%）となっている。（出典：「看護系大学の教育等に関する実態調査 2016年度状況調査 日本看護系大学協議会）兵庫県及び近畿地区の看護系大学には、博士後期課程または大学院を設置していない大学もまだ多くあり、博士学位の取得を希望する看護教員の入学ニーズは、今後も存続すると思われる。</p> <p>③本研究科博士前期課程の修了生が出る開設3年目からは、本研究科の修了生も、博士後期課程の志願・入学候補者として想定している。本学の健康科学部看護学科（平成29年に看護学部看護学科と改組）は、平成23年3月卒業生を第1期生として、平成30年3月までに8期生、約780名の卒業生を輩出している。卒業生の多くは、臨床現場等において、中堅看護職員となっているが、その中でも研究や教育を志向する者に対しては、本学にて様々な情報を提供し、博士前期課程への入学と、博士前期課程の修了後の博士後期課程への入学を推奨していく予定であり、毎年数名の本研究科の博士前期課程及び博士後期課程への志願者、入学者を想定している。（本学看護学科卒業生へのアンケート調査では、22.4%にあたる13名が「本研究科の博士前期課程を受験したい」と回答している）</p> <p>中長期的には、そのようなプロセスを通じて、本学の看護学科において養成した看護職者が、看護教員として本学に就任することを目指しており、学部から臨床現場を経ての、博士前期課程、博士後期課程への一貫教育を構想している。</p>	

新	旧
<p>上記の調査結果により、本研究科は、現職看護師、大学等の現職看護教員、看護系大学卒業生から大きな期待と入学意向を得ているものと考えられ、開設後の志願者及び入学者の確保と定員充足（博士前期課程の入学定員6人、博士後期課程の入学定員4人）の見込みが示されている。</p> <p>・・・・・・・・（略）・・・・・・・・</p> <p>2) 上記1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠</p> <p>・・・・・・・・（略）・・・・・・・・</p> <p><b>博士後期課程の修了後の就職の見込み</b></p> <p><u>博士後期課程の修了後の就職の見込みについて以下にて説明する。</u></p> <p><u>本研究科博士後期課程では、完成年度以降、入学定員である4人の修了生を毎年輩出する予定であるが、以下の理由により、本研究科の修了生の就職の見込みは示されていると考えている。</u></p> <p><u>①看護系大学院博士後期課程の修了生は、その多くが看護系大学の教員として就職しており、本研究科においても同様の傾向になると考えている。看護系大学は一般的に、助手も含めて教員の入退職が毎年非常に活発であり、また、慢性的に教員が不足している看護系大学もあることから、博士学位と教育研究業績があり、本人の就職意欲があれば、就職の確実性は高いと考えている。</u></p> <p><u>②兵庫大学看護学部においても、毎年5名程度の看護教員を新たに採用している。</u></p>	<p>上記の調査結果により、本研究科は、現職看護師、大学等の現職看護教員、看護系大学卒業生から大きな期待と入学意向を得ているものと考えられ、開設後の志願者及び入学者の確保と定員充足（博士前期課程の入学定員6人、博士後期課程の入学定員4人）の見込みが示されている。</p> <p>・・・・・・・・（略）・・・・・・・・</p> <p>2) 上記1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠</p> <p>・・・・・・・・（略）・・・・・・・・</p>

新	旧
<p><u>本研究科博士後期課程の修了生は、本学の専任教員の採用候補者として考えている。</u></p> <p><u>③本研究科博士後期課程は、現職看護師、現職看護教員を入学者として想定しており、その者はそれぞれの勤務先で勤務しながら、または休職して本研究科に入学してくるものと想定している。その場合は、本研究科の修了後の就職（復職）については、現職の継続という形で保証されていると考えられる。</u></p> <p>以上の考察と調査結果により、本研究科の修了予定者の社会的な人材需要及び採用需要は、看護系大学、病院等医療機関、行政機関における保健医療組織等において示されていると言える。</p>	<p>以上の考察と調査結果により、本研究科の修了予定者の社会的な人材需要及び採用需要は、看護系大学、病院等医療機関、行政機関における保健医療組織等において示されていると言える。</p>



(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (D)

2. <研究指導體制、学位論文審査体制の決定プロセス等が不明確>

研究指導體制、学位論文審査体制の決定プロセス等が不明確であるため、以下の2点を明らかにすること。【2課程共通】

(1) 学生の研究指導は主・副研究指導教員が担当すると説明があるが、学生の主・副研究指導教員がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

(2) 学位論文審査において、主査・副査が審査を行うこととなっているが、主査・副査がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

(対応)

(1) 学生の研究指導は主・副研究指導教員が担当すると説明があるが、学生の主・副研究指導教員がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

入学希望者は、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題の確認を行う。入学後に再度、学生は希望する研究テーマ及び研究指導教員を申請し、これを受け研究科委員会は、学生の研究課題に基づき、4月の早期に主研究指導教員を決定する。

学生の研究指導は学生1人につき主研究指導教員1人とし、加えて複数の副研究指導教員が担当する。そのため、主研究指導教員は、学生の研究テーマ及び研究デザインに適合した指導のできる副研究指導教員を選出し、4月の研究科委員会にて決定する。決定後、学生は所定の様式に各研究指導教員の署名捺印をもらい、教学部教務課に提出する。

主研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるように責任を持つ。副研究指導教員は主研究指導教員と協力して①学生の研究指導または研究指導教員の補助を行う、②主研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成について意見を述べ、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与するなどの指導を行う。

(2) 学位論文審査において、主査・副査が審査を行うこととなっているが、主査・副査がいつ、どのようにして決定されるのか不明確である。

学位論文審査は博士学位論文審査申請書に基づき、主査・副査により行う。受理された論文について、3年次10月の研究科委員会にて博士学位論文審査会を設置し、研究分野等から最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除く本研究科研究指導教員3人(主査1人、副査2人)とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者あるいは専門機関の研究者1人を追加することができる。

研究指導體制、学位論文審査体制の決定プロセスについて、学年の時系列に沿った整理を行い、「設置の趣旨等を記載した書類」の記載方法を新旧対照表のとおり変更した。

また、資料 15「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を修正、追加した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (40 ページ～44 ページ、資料 17)

新	旧
<p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件            . . . . . (略) . . . . .</p> <p>(3) 研究指導  <b>【博士論文の研究指導】</b>  <u>(1 年次)</u>  <b>1) 研究指導教員の決定と履修指導</b>            入学希望者は、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題の確認を行う。入学後に再度、<u>学生は希望する研究テーマ及び研究指導教員を申請し、これを受け研究科委員会は、学生の研究課題に基づき、4月の早期に主研究指導教員を決定する。</u>  <u>学生の研究指導は学生1人につき主研究指導教員1人とし、加えて複数の副研究指導教員が担当する。そのため、主研究指導教員は、学生の研究テーマ及び研究デザインに適合した指導のできる副研究指導教員を選出し、4月の研究科委員会にて決定する。決定後、学生は所定の様式に各研究指導教員の署名捺印をもらい、教学部教務課に提出する。</u>  <u>主研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるように責任を持つ。</u>副研究指導教員は主研究指導教員と協力して①学生の研究指導または研究指導教員の補助を行う、②主研究指導教員と</p>	<p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件            . . . . . (略) . . . . .</p> <p>(3) 研究指導</p> <p>入学希望者は、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題と履修計画の確認を行う。入学後に再度、<u>研究課題の確認を行い、学生の希望に基づき、研究指導教員を研究科委員会で決定する。</u></p> <p>研究指導教員は学生1人につき主研究指導教員1人とし、<u>それに加えて複数の副指導教員が担当する。</u></p> <p>副研究指導教員は主研究指導教員と協力して①学生の研究指導または研究指導教員の補助を行う、②主研究指導教員とは別の視</p>

新	旧
<p>は別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成について意見を述べ、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与するなどの指導を行う。</p> <p><b>2) 研究課題の設定と研究計画書の作成</b>  <u>研究指導教員は学生の①看護問題の発見（気づきと認知）から、②問題の現象を予測し理論化、モデル化（一般化、定式化）、③問題の程度の定量化、④文献・情報の収集・批判的検討、⑤利害関係者の特定、⑥対策案・優先順位の決定、⑦研究計画書（案）の作成過程を指導する。学生は、教員の指導のもと、研究課題の焦点化と研究計画書を作成する。</u></p> <p><b>3) 研究計画発表会</b>  <u>1月に作成した研究計画書（案）について研究計画発表会で発表する。研究計画発表会では、主・副研究指導教員以外の教員から指摘・助言、指導を受ける。学生は、指摘・助言・指導を受けて、研究計画書を修正する。</u></p> <p><b>4) 研究計画審査</b>  <u>修正した研究計画書は、主研究指導教員の承認を受けたうえで、研究計画審査を受けるために2月に研究科委員会に提出する。研究科委員会は、研究計画審査会を設置し、研究計画書の審査委員を3人選出する。学生は研究計画審査会において、研究計画審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は「博士論文審査基準」をもとに</u></p>	<p>点から学生の研究計画、学位論文の作成について意見を述べ、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与するなどの指導を行う。</p> <p><b>【博士論文の研究指導】</b></p> <p><b>1) 研究課題の設定と研究計画書の作成</b>  <u>研究指導教員は、学生の出願時に希望した教員とする。研究指導教員は学生の①看護問題の発見（気づきと認知）から、②問題の現象を予測し理論化、モデル化（一般化、定式化）、③問題の程度の定量化、④文献・情報の収集・批判的検討、⑤利害関係者の特定、⑥対策案・優先順位の決定、⑦研究計画書（案）の作成過程を指導する。</u></p> <p><b>2) 論文作成及び研究指導のプロセス</b>  <u>○研究計画発表会と研究計画審査（1年次）</u>  <u>研究計画発表会（1月）において、研究指導教員以外の教員から指摘・助言、指導された事項を受けて、学生は研究計画書を修正する。</u></p>

新	旧
<p><u>研究計画審査を行い、審査委員は審査結果を研究科委員会に報告する。</u></p> <p>研究計画書の内容は、<u>学籍番号、氏名、指導教員、領域名</u>、研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。</p> <p><b>5) 博士論文研究倫理審査</b></p> <p>学生は1年次3月を目途に、研究計画書を本学研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。審査の承認を受けた後、必要に応じ研究対象施設・組織での研究倫理審査を受ける。必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。研究倫理委員会の審査結果に基づき、<u>研究倫理審査結果通知</u>が発行された研究計画について、<u>研究倫理審査結果通知書</u>の複写を教学部教務課に提出する。</p> <p><b>(2年次)</b></p> <p><b>1) 研究計画に基づく研究活動</b></p> <p>本学研究倫理委員会の審査で承認を得られた後、研究計画を進める。学生は研究計画書に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を行う。この間、研究指導教員は、研究の遂行に関して指導・助言を行う。</p> <p>学生は、研究指導教員の継続的な指導を受けながら、研究計画通り進捗するよう研究活動に努め、中間発表会に備える。</p>	<p>旧</p> <p>○研究計画書の内容</p> <p><u>研究計画書は、学籍番号、氏名、指導教員、領域名を記載する。</u></p> <p>研究計画書の内容は、研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。</p> <p><b>3) 博士論文研究倫理審査</b></p> <p>学生は1年次3月を目途に、研究計画書を本学研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。審査の承認を受けた後、必要に応じ研究対象施設・組織での研究倫理審査を受ける。必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。研究倫理委員会の審査結果に基づき、<u>研究実施許可通知</u>が発行された研究計画について、<u>研究実施許可通知書</u>の複写を教学部教務課に提出する。</p> <p><b>4) 研究計画に基づく研究活動(2年次)</b></p> <p>本学研究倫理委員会の審査で承認を得られた後、研究計画を進める。学生は研究計画書に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を行う。この間、研究指導教員は、研究の遂行に関して指導・助言を行う。</p> <p>学生は、研究指導教員の継続的な指導を受けながら、研究計画通り進捗するよう研究活動に努め、中間発表会に備える。</p>

新	旧
<p><b>2) 中間発表会</b></p> <p>中間発表会を1月に実施する。<u>中間発表会では、研究指導教員以外の教員から、指摘、助言、指導を受ける。学生は、指摘・助言・指導を受けて、研究指導教員と共に研究活動を精査する。</u></p> <p>研究指導教員は論文作成を指導すると共に、<u>国際学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。</u></p> <p><u>(3年次)</u></p> <p><b>1) 研究計画に基づく研究活動</b></p> <p>学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら<u>博士学位論文</u>を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。</p> <p><b>2) 博士学位論文予備審査申請</b></p> <p>学生は、9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。<u>研究科委員会及び教学部教務課は、学生からの博士論文予備審査申請書に基づいて、予備審査申請条件である①科目と単位の修了要件（16単位）が充足見込みであること、②研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、③国際学会での発表をしていることを確認する。</u></p> <p><b>3) 博士学位論文予備審査会の開催</b></p> <p><u>申請された博士学位論文予備審査申請書に基づいて、博士学位論文予備審査を行う。研究会委員会は、9月に博士学位論文予備審査会を設置し、審査委員を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除く本研究科研究指導教</u></p>	<p><b>5) 中間発表会（2年次）</b></p> <p>中間発表会を<u>2年次</u>1月に実施する。研究指導教員以外の教員から、指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を精査する。</p> <p>研究指導教員は論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。</p> <p><b>6) 研究論文予備審査（3年次）</b></p> <p>○<u>研究計画に基づく研究活動</u></p> <p>学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら<u>予備審査論文</u>を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。</p> <p>○<u>博士学位論文申請（予備審査）</u></p> <p>学生は、3年次9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</p> <p>○<u>博士学位論文予備審査会の開催</u></p> <p><u>博士学位論文予備審査会は、学生からの博士論文予備審査願に基づいて、修了要件が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ているかを確認する。</u></p>

新	旧
<p><u>員3人（主査1人、副査2人）とする。</u></p> <p><u>予備審査は非公開とする。提出された申請内容が予備審査申請条件を満たしていることを確認し、博士論文の完成度を精査する。審査の過程で学生は、予備審査会において審査委員らによる口頭試問を受ける。</u></p> <p><u>学生は審査委員らによる助言を受けて、必要に応じ論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。</u></p> <p><u>審査委員は博士論文予備審査の審査結果を研究科委員会に報告する。</u></p>	<p><u>予備審査は非公開とし、主査1人、副査2人（主査は、担当の研究指導教員を除く研究科の研究指導教員とする）が行い、論文の完成度を精査する。</u></p> <p><u>申請者は、予備審査会において審査委員らによる諮問を受ける。審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。</u></p> <p><u>審査委員は、審査会終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</u></p>
<p><b>4) 博士学位論文審査及び最終試験受験申請</b></p> <p><u>予備審査に合格した者は、10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</u></p> <p><b>5) 博士学位論文審査会</b></p> <p><u>研究科委員会は、予備審査を経て提出された論文について本審査の対象として受理するか否かを審議する。受理された論文については、10月の研究科委員会にて博士学位論文審査会を設置し、研究分野等から最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除いた本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者あるいは専門機関の研究者1人を追加することができる。</u></p> <p><u>博士学位論文審査会で学生は審査委員らによる口頭試問を受ける。学生は審査委員より助言を受けて、必要に応じて博士学位</u></p>	<p><u>○博士学位論文申請（本申請）</u></p> <p><u>10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</u></p> <p><u>○博士学位論文審査会（本審査）</u></p> <p><u>審査委員は、担当の研究指導教員を除いて本研究科内外から3名以上を人選し、研究科委員会で決定する。申請者は本審査会にて審査委員らによる諮問を受ける。審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。</u></p> <p><u>審査委員は、審査終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</u></p>

新	旧
<p>論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。</p> <p>審査委員は、博士学位論文の審査結果を研究科委員会に報告する。</p> <p><b>6) 発表会（公聴会）及び最終試験</b></p> <p>2月に発表会（公聴会）及び最終試験を実施する。各学生の発表はプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び看護学研究科学生および関係者等に公開する。発表会（公聴会）に引き続き、口頭試問による最終試験を実施する。最終試験終了後、審査会委員は博士学位論文及び最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。</p> <p><b>7) 合否判定</b></p> <p>博士（看護学）学位の判定は研究科委員会において博士学位論文審査会の報告に基づき、学位授与について研究科委員会構成員による可否投票によって行う。博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。</p> <p>博士論文は原則として国内外の学術誌に原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。博士論文の審査基準は学術的価値、独創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保、看護の発展への貢献を基本条件とし、新規性、不変性、妥当性、信頼性、有用性、論証性、専門性及び臨床への貢献などの価値を有しているものとする。</p>	<p>○発表会（公聴会）及び最終試験</p> <p>最終試験として申請者は、審査会から構成される発表会（公聴会）において口頭発表し、審査委員らによる諮問を受ける。審査委員会は、発表会（公聴会）終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</p> <p>博士（看護学）学位の判定（3年次2月）は研究科委員会が審査会の報告に基づき学位授与について審議する。博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。</p> <p>○博士論文審査基準</p> <p>博士論文は国内外の学術誌に原則として原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。博士論文は学術的価値、独創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保を基本条件とし、新規性、不変性、妥当性、信頼性、有用性、論証性、専門性、臨床への貢献などの価値を有しているものとする。</p>

新	旧
<p>なお、博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。</p> <p><b>8) 博士論文の公表</b></p> <p>本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。</p> <p>やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。</p> <p>設置の趣旨等を記載した書類 資料 <b>17</b> 「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を参照</p>	<p><u>○博士論文の審査期間</u></p> <p>博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。</p> <p><u>○博士論文の公表</u></p> <p>本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。</p> <p>やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。</p> <p>設置の趣旨等を記載した書類 資料 <b>15</b> 「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を参照</p>



博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表

時期	事項	概要（研究指導及び審査等）
1 年 次	4月 研究指導教員の決定と 履修指導 ↓ 研究計画書作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主研究指導教員と副研究指導教員を決定する。</li> <li>◆ 主研究指導教員から学生の研究課題に応じた履修指導を受ける。</li> <li>◆ 研究指導教員の指導により、研究課題の焦点化と研究計画書を作成する。</li> </ul>
	1月 研究計画発表会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究計画発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、研究計画書を修正する。</li> </ul>
	2月 研究計画審査 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 審査委員は、研究科委員会構成員の中から3人を選出し、研究科委員会で決定し、研究計画書の審査を行う。</li> <li>◆ 学生は研究計画審査会にて、審査委員らによる口頭試問を受ける。</li> <li>◆ 審査委員より助言を受けて、必要に応じて研究計画書を修正・追加し、研究倫理申請に向けた準備を行う。</li> <li>◆ 審査委員は、研究計画審査結果を研究科委員会に報告する。</li> </ul>
	3月 研究倫理申請 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究計画書は兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。</li> <li>◆ 研究倫理委員会の審査結果に基づき、学生は研究倫理審査結果通知書の複写を教学部教務課に提出する。</li> </ul>
2 年 次	4月 研究計画に基づく研究活動 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行する。</li> <li>◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、中間発表会に備える。</li> </ul>
	1月 中間発表会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を精査する。</li> </ul>
	1月中旬 博士學位論文の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、国際学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。</li> </ul>

3 年 次	4月	研究計画に基づく研究活動 ↓	◆ 学生は研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら博士學位論文を作成する。同時に、国際学会発表及び学術誌への投稿を進める。
	9月	博士學位論文予備審査申請 ↓	◆ 9月に関係書類とともに博士學位論文を提出する。
	9月中旬	博士學位論文予備審査会 ↓	◆ 修了要件（16単位）が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、 <u>国際学会での発表をしていることを確認する。</u> ◆ 予備審査は非公開とし、主査1名、副査2名（審査委員は、担当の主・副研究指導教員を除く研究科の研究指導教員とする）が行い、論文の完成度を審査する。 ◆ <u>学生は予備審査会にて審査委員らによる口頭試問を受ける。</u> ◆ 審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、 <u>本審査</u> に向けた準備を行う。
	9月下旬	予備審査の可否判定 ↓	◆ <u>審査委員は、博士學位論文予備審査の審査結果を研究科委員会に報告する。</u>
	10月	博士學位論文審査及び最終試験受験申請 ↓	◆ 10月に関係書類とともに博士學位論文を提出する。
	10月	博士學位論文審査会 ↓	◆ 審査委員は、担当の研究指導教員を除いた本研究科内外から3名以上を <u>選出</u> し、研究科委員会で決定する。 ◆ 修了要件（16単位）が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、 <u>国際学会での発表をしていることを確認する。</u> ◆ <u>学生は本審査会にて審査委員らによる口頭試問を受ける。</u> ◆ 審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。 ◆ 審査委員は、博士學位論文について <u>審査し、審査委員は審査結果を研究科委員会に報告する。</u>
	2月	発表会（公聴会）及び最終試験	◆ 最終試験として学生は、審査会から構成される発表会（公聴会）において口頭発表し、審査委員らによる <u>口頭試問</u> を受ける。 ◆ 審査委員は、博士學位論文及び最終試験の <u>審査結果を研究科委員会に報告する。</u>
	3月上旬	可否判定 ↓	◆ 可否判定は、研究科委員会において「博士學位論文審査会」の審査委員より報告を受けて、研究科委員会構成員による可否投票により、出席者の3分の2以上の「可」票を <u>もって</u> 合格と判定する。
3月下旬	學位記授与	◆ 大学院修了式・學位記授与式にて学長が、博士（看護学）の學位を授与する。	

博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表

時期	事項	概要（研究指導及び審査等）
1年次	4月 研究指導教員の決定と履修指導 ↓ 研究計画書作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>研究指導教員を決定する。</u></li> <li>◆ 研究指導教員から学生の研究課題に応じた履修指導を受ける。</li> <li>◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と研究計画書を作成する。</li> </ul>
	1月 研究計画発表会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究計画発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、研究計画書を修正する。</li> </ul>
	3月 研究倫理申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究計画書は兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。</li> </ul>
2年次	4月 研究計画に基づく研究活動 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行する。</li> <li>◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、中間発表会に備える。</li> </ul>
	1月 中間発表会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を精査する。</li> </ul>
	1月中旬 博士学位論文の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。</li> </ul>
3年次	4月 研究計画に基づく研究活動 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学生は研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら<u>予備審査論文</u>を作成する。同時に、国際学会発表及び学術誌への投稿を進める。</li> </ul>
	9月 <u>博士学位論文申請</u> (予備審査) ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</li> </ul>
	9月中旬 博士学位論文予備審査会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 修了要件（16単位）が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ているかを確認する。</li> <li>◆ 予備審査は非公開とし、主査1名、副査2名（<u>主査</u>は、担当の研究指導教員を除く研究科の研究指導教員とする）が行い、論文の完成度を審査する。</li> <li>◆ <u>申請者は予備審査会にて審査委員らによる諮問</u>を受ける。</li> <li>◆ 審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。</li> </ul>
	9月下旬 予備審査の合否判定 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>審査委員は、審査会終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</u></li> </ul>
	10月 <u>博士学位論文申請</u> (本審査) ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</li> </ul>

3 年 次	↓	↓		
	2月	<u>博士学位論文審査会 (本審査)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 審査委員は、担当の研究指導教員を除いて本研究科内外から3名以上を人選し、研究科委員会で決定する。</li> <li>◆ 修了要件（16単位）が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ているかを確認する。</li> <li>◆ 申請者は本審査会にて審査委員らによる諮問を受ける。</li> <li>◆ 審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。</li> <li>◆ 審査委員は、<u>審査会終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</u></li> </ul>	
	2月	↓	発表会（公聴会） 及び最終試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 最終試験として申請者は、審査会から構成される発表会（公聴会）において口頭発表し、審査委員らによる諮問を受ける。審査委員は、<u>発表会（公聴会）終了後、博士学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。</u></li> </ul>
	3月 上旬	↓	合否判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 合否判定は、研究科委員会において「博士学位論文審査会」の<u>主査より報告を受けて、研究科委員会構成員による可否投票により、出席者の3分の2以上の「可」票を持って合格と判定する。</u></li> </ul>
3月 下旬		↓	学位記授与	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、博士（看護学）の学位を授与する。</li> </ul>

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (D)

3. <学位論文審査の具体的な内容及びプロセスが不明確>

学位論文審査における審査の内容及びプロセスについて不明確な点があるため、以下の2点を明らかにすること。

(1) 博士論文の「作成及び研究指導のプロセス」の説明において「研究計画審査(1年次)」とあるが、どのように審査を行うか不明確である。また、資料「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」にも研究計画審査はなく、指導・審査プロセスにおける研究計画審査の位置付けも不明確である。研究計画審査の方法及び指導・審査プロセスにおける位置付けを明らかにすること。

(2) 「研究論文予備審査(3年次)」の項目の中に「博士学位論文審査会(本審査)」や「発表会(公聴会)」の説明があるが、各審査の審査プロセスにおける位置付けが不明確であるため、具体的に説明をするか、必要に応じて資料を修正すること。

(対応)

(1) 博士論文の「作成及び研究指導のプロセス」の説明において「研究計画審査(1年次)」とあるが、どのように審査を行うか不明確である。また、資料「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」にも研究計画審査はなく、指導・審査プロセスにおける研究計画審査の位置付けも不明確である。研究計画審査の方法及び指導・審査プロセスにおける位置付けを明らかにすること。

研究計画審査は、研究計画が博士学位論文としての水準となっているかを確認するため、研究計画作成後の1年次1月に実施する。具体的なプロセスと位置づけは以下のとおりとする。

○研究課題の設定と研究計画書の作成(1年次4月～)

研究指導教員は学生の①看護問題の発見(気づきと認知)から、②問題の現象を予測し理論化、モデル化(一般化、定式化)、③問題の程度の定量化、④文献・情報の収集・批判的検討、⑤利害関係者の特定、⑥対策案・優先順位の決定、⑦研究計画書(案)の作成過程を指導する。学生は、教員の指導のもと、研究課題の焦点化と研究計画書を作る。

○研究計画発表会(1年次1月)

1月に作成した研究計画書(案)について研究計画発表会で発表する。研究計画発表会では、研究指導教員以外の教員から指摘・助言、指導を受ける。指導された事項を受けて、学生は研究計画書を修正する。

## ○研究計画審査（1年次2月）

修正した研究計画書は、主研究指導教員の承認を受けたうえで、研究計画審査を受けるために2月に研究科委員会に提出する。研究科委員会は、研究計画審査会を設置し、研究計画書の審査委員を3人選出する。学生は研究計画審査会において、研究計画審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は「博士論文審査基準」をもとに研究計画審査を行い、審査委員は審査結果を研究科委員会に報告する。

研究計画書の内容は、学籍番号、氏名、指導教員、領域名、研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。

学生は、1年次3月を目途に研究計画書を本学研究倫理委員会規程に基づいて、研究倫理審査申請を行う。審査の承認を受けた後、必要に応じ研究対象施設・組織での研究倫理審査を受ける。必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。

- (2) 「研究論文予備審査（3年次）」の項目の中に「博士学位論文審査会（本審査）」や「発表会（公聴会）」の説明があるが、各審査の審査プロセスにおける位置付けが不明確であるため、具体的に説明をするか、必要に応じて資料を修正すること。

審査意見に従い、3年次の各審査の審査プロセスの整理、修正を行った。「博士学位論文予備審査」「博士学位論文審査」「発表会（公聴会）及び最終試験」の順に実施する。具体的なプロセスは以下のとおりとする。

### 1) 研究計画に基づく研究活動（3年次4月～）

学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら博士学位論文を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。

### 2) 博士学位論文予備審査申請（3年次9月）

学生は、9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。研究科委員会及び教学部教務課は、学生からの博士論文予備審査申請書に基づいて、予備審査申請条件である①科目と単位の修了要件（16単位）が充足見込みであること、②研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、③国際学会での発表をしていることを確認する。

### 3) 博士学位論文予備審査会の開催（3年次9月）

申請された博士学位論文予備審査申請書に基づいて、博士学位論文予備審査を行う。研究科委員会は、9月に博士学位論文予備審査会を設置し、審査委員を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除く本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。

予備審査は非公開とする。提出された申請内容が予備審査申請条件を満たしていることを確認し、博士論文の完成度を精査する。審査の過程で学生は、予備審査会において審査委員らによる口頭試問を受ける。

学生は審査委員らによる助言を受けて、必要に応じ論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。

審査委員は博士論文予備審査の審査結果を研究科委員会に報告する。

#### 4) 博士学位論文審査及び最終試験受験申請（3年次10月）

予備審査に合格した者は、10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。

#### 5) 博士学位論文審査会（3年次10月）

研究科委員会は、予備審査を経て提出された論文について本審査の対象として受理するか否かを審議する。受理された論文については、10月の研究科委員会にて博士学位論文審査会を設置し、研究分野等から最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除いた本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1人あるいは専門機関の研究者1人を追加することができる。

博士学位論文審査会で学生は審査委員らによる口頭試問を受ける。学生は審査委員より助言を受けて、必要に応じて博士学位論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。

審査委員は、博士学位論文の審査結果を研究科委員会に報告する。

#### 6) 発表会（公聴会）及び最終試験（3年次2月）

2月に発表会（公聴会）及び最終試験を実施する。各学生の発表はプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び看護学研究科学生および関係者等に公開する。発表会（公聴会）に引き続き、口頭試問による最終試験を実施する。最終試験終了後、審査会委員は博士学位論文及び最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。

#### 7) 合否判定（3年次3月）

博士（看護学）学位の判定は研究科委員会において博士学位論文審査会の報告に基づき、学位授与について研究科委員会構成員による可否投票によって行う。博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。

博士論文は原則として国内外の学術誌に原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。博士論文の審査基準は学術的価値、独創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保、看護の発展への貢献を基本条件とし、新規性、不変性、妥当

性、信頼性、有用性、論証性、専門性及び臨床への貢献などの価値を有しているものとする。

なお、博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。

## 8) 博士論文の公表

本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。

やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。

なお、資料15「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を加筆・修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（40ページ～44ページ、資料17）

新	旧
<p><u>（1年次）</u>  <b>4) 研究計画審査</b>  <u>修正した研究計画書は、主研究指導教員の承認を受けたうえで、研究計画審査を受けるために2月に研究科委員会に提出する。研究科委員会は、研究計画審査会を設置し、研究計画書の審査委員を3人選出する。学生は研究計画審査会において、研究計画審査委員らによる口頭試問を受ける。審査委員は「博士論文審査基準」をもとに研究計画審査を行い、審査委員は審査結果を研究科委員会に報告する。</u></p>	<p>（追加）</p>



新	旧
<p>研究計画書の内容は、<u>学籍番号、氏名、指導教員、領域名、研究課題、研究背景</u>（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。</p> <p>・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・・</p> <p><u>（3年次）</u></p> <p><b>1）研究計画に基づく研究活動</b></p> <p>学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら<u>博士学位論文</u>を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。</p> <p><b>2）博士学位論文予備審査申請</b></p> <p>学生は、9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。<u>研究科委員会及び教学部教務課は、学生からの博士論文予備審査申請書に基づいて、予備審査申請条件である①科目と単位の修了要件（16単位）が充足見込みであること、②研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、③国際学会での発表をしていることを確認する。</u></p> <p><b>3）博士学位論文予備審査会の開催</b></p> <p><u>申請された博士学位論文予備審査申請書に基づいて、博士学位論文予備審査を行う。</u>研究科委員会は、9月に博士学位論文予備審査会を設置し、審査委員を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・</p>	<p>○研究計画書の内容</p> <p><u>研究計画書は、学籍番号、氏名、指導教員、領域名を記載する。</u></p> <p>研究計画書の内容は、研究課題、研究背景（文献レビューを含む）、研究の意義、研究目的、研究対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反などを含む。</p> <p>・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・・</p> <p><b>6）研究論文予備審査（3年次）</b></p> <p>○研究計画に基づく研究活動</p> <p>学生は研究計画に基づき、研究指導教員の継続的な助言・指導を受けながら<u>予備審査論文</u>を作成する。同時に、国際学会での発表及び学術誌（査読付）への投稿を進める。</p> <p>○博士学位論文申請（予備審査）</p> <p>学生は、3年次9月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</p> <p>○博士学位論文予備審査会の開催</p> <p><u>博士学位論文予備審査会は、学生からの博士論文予備審査願に基づいて、修了要件が充足見込みであること及び研究成果が学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ているかを確認する。</u></p>

新	旧
<p>副研究指導教員を除く本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。</p> <p>予備審査は非公開とする。提出された申請内容が予備審査申請条件を満たしていることを確認し、博士論文の完成度を精査する。審査の過程で学生は、予備審査会において審査委員らによる口頭試問を受ける。</p> <p>学生は審査委員らによる助言を受けて、必要に応じ論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。</p> <p>審査委員は博士論文予備審査の審査結果を研究科委員会に報告する。</p> <p><b>4) 博士学位論文審査及び最終試験受験申請</b></p> <p>予備審査に合格した者は、10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</p> <p><b>5) 博士学位論文審査会</b></p> <p>研究科委員会は、予備審査を経て提出された論文について本審査の対象として受理するか否かを審議する。受理された論文については、10月の研究科委員会にて博士学位論文審査会を設置し、研究分野等から最も適切と考えられる審査委員である主査・副査を決定する。審査委員は、審査を受ける学生の主・副研究指導教員を除いた本研究科研究指導教員3人（主査1人、副査2人）とする。研究科委員会が必要と認めるときには、他大学の研究者1人あるいは専門機関の研究者1人を追加することができる。</p> <p>博士学位論文審査会で学生は審査委員らによる口頭試問を受ける。学生は審査委員より助言を受けて、必要に応じて博士学位</p>	<p>予備審査は非公開とし、主査1人、副査2人（主査は、担当の研究指導教員を除く研究科の研究指導教員とする）が行い、論文の完成度を精査する。</p> <p>申請者は、予備審査会において審査委員らによる諮問を受ける。審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、本審査に向けた準備を行う。</p> <p>審査委員は、審査会終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</p> <p>○博士学位論文申請（本申請）</p> <p>10月に関係書類とともに博士学位論文を提出する。</p> <p>○博士学位論文審査会（本審査）</p> <p>審査委員は、担当の研究指導教員を除いて本研究科内外から3名以上を人選し、研究科委員会で決定する。申請者は本審査会にて審査委員らによる諮問を受ける。審査委員より助言を受けて、必要に応じて論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。</p> <p>審査委員は、審査終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</p>

新	旧
<p><u>論文を修正・追加し、発表会（公聴会）及び最終試験に向けた準備を行う。</u></p> <p><u>審査委員は、博士学位論文の審査結果を研究科委員会に報告する。</u></p> <p><b>6) 発表会（公聴会）及び最終試験</b></p> <p><u>2月に発表会（公聴会）及び最終試験を実施する。各学生の発表はプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び看護学研究科学生および関係者等に公開する。発表会（公聴会）に引き続き、口頭試問による最終試験を実施する。最終試験終了後、審査会委員は博士学位論文及び最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。</u></p> <p><b>7) 合否判定</b></p> <p>博士（看護学）学位の判定は研究科委員会において博士学位論文審査会の報告に基づき、<u>学位授与について研究科委員会構成員による可否投票によって行う。</u>博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。</p> <p>博士論文は<u>原則として国内外の学術誌に原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。</u>博士論文の<u>審査基準</u>は学術的価値、獨創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保、<u>看護の発展への貢献</u>を基本条件とし、新規性、不変性、妥当性、信頼性、有用性、論証性、専門性<u>及び臨床への貢献</u>などの価値を有しているものとする。</p>	<p><u>○発表会（公聴会）及び最終試験</u></p> <p><u>最終試験として申請者は、審査会から構成される発表会（公聴会）において口頭発表し、審査委員らによる諮問を受ける。審査委員会は、発表会（公聴会）終了後、博士学位論文について審議し、研究科長に報告する。</u></p> <p>博士（看護学）学位の判定（<u>3年次2月</u>）は研究科委員会が審査会の報告に基づき学位授与について<u>審議する。</u>博士の学位授与の認定には、研究科委員の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。（兵庫大学大学院研究科委員会規則第4条第1項）。</p> <p><u>○博士論文審査基準</u></p> <p>博士論文は国内外の学術誌に<u>原則として</u>原著で投稿し、学術誌に掲載された論文（副論文）及び国際学会での発表とする。博士論文は学術的価値、獨創性、一貫性、社会的意義、完成度の確保を基本条件とし、新規性、不変性、妥当性、信頼性、有用性、論証性、専門性、臨床への貢献などの価値を有しているものとする。</p>

新	旧
<p>なお、博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。</p> <p><b>8) 博士論文の公表</b></p> <p>本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。</p> <p>やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。</p> <p>設置の趣旨等を記載した書類 資料 <b>17</b> 「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を参照</p>	<p><u>○博士論文の審査期間</u></p> <p>博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。</p> <p><u>○博士論文の公表</u></p> <p>本学看護学研究科博士後期課程を修了し、博士（看護学）の学位を授与された者は、昭和28年4月1日文部科学省令第9号の学位規則第8条及び9条の規定に基づき、学位論文を看護学研究科長に提出し、インターネットにより公表する。公表内容は、学位論文要旨（和文及び英文）、論文審査結果の概要（学位授与後3ヶ月以内）、及び学位論文（全文）（原則として学位授与後1年以内）である。研究科長への提出は主指導教員に相談のうえ提出する。ただし、やむを得ない事由により、学位授与後1年以内に学位論文の全文を公開できない場合は、兵庫大学学位規程に基づき、やむを得ない事由が解消した時点で、学位論文の全文を公表しなければならない。</p> <p>やむを得ない事由にあたる事例とは、著作権保護、個人情報保護に関する内容を含み、学位論文の全文を公開することができない場合や、出版や刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの事由により、博士論文の全文を公表することで明らかな不利益が生じる場合などをいう。</p> <p>設置の趣旨等を記載した書類 資料 <b>15</b> 「博士後期課程修了までの指導プロセスとスケジュール表」を参照</p>

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (D)

4. <教員の負担が適切か不明確>

設置する研究科の専任教員は既存の看護学部の現職教員である者が多いため、新しく研究科を設置した際に、教員が無理のない指導ができる組織体制となっているかが不明確である。研究科と既存の学部を合わせた教員の負担が無理のないものとなっているか明らかにすること。【2課程共通】

(対応)

(2) 教員組織体制

基礎となる学部である看護学部の教員を兼務する教員は、博士前期課程においては15人、博士後期課程においては11人であり、そのうち、博士後期課程を担当する11人は、学部、博士前期課程、博士後期課程を担当することとなる。本研究科は、博士前期課程及び博士後期課程を同時に設置することから、教員の負担が過度とならないこと、学部への影響がないこと、研究科の教育研究の質の維持向上が継続して担保されていることが不可欠である。このことを踏まえ、完成年度を迎える令和4(2022)年度の教員の担当予定科目に基づき、研究科のみを担当する教員を除く15人の教員の平均担当単位数を算出すると30.08となる。各期でみると、前期の平均が約16.9、後期の平均は約13.1となり、このうち実習や集中講義を除くと、週当たりの授業時間は十分確保可能である(資料10)。さらに、完成年度の令和4(2022)年度の担当予定科目に基づき、教員別の時間割を作成し、各期において1週間に1日、授業を配置しない曜日を設定することが可能であることを確認した(資料11)。

以上のことから、本研究科は研究科と既存の学部を合わせた教員の負担が無理のないものとなっているといえる。

さらに、以下の対応により、教員の負担が過重とならないよう配慮する。

- ①教育の質の維持に配慮しつつ、学部の担当科目を講師や助教と分担し、担当コマ数の調整を行う。
- ②兼担として担当する他学部の授業については、兼任講師等を増員し、兼務する教員の負担を軽減する。
- ③学部における実習にあたっては、実習の質を維持するため、現場に精通した実習担当教員を新たに配置し、実習担当教員の負担を軽減する。
- ④前日の授業が7限に配置される教員は、可能な限り翌日の1限の授業を控え、教員の負担が無理のないよう配慮する。
- ⑤前期、後期の各期において1週間に1日、授業を配置しない曜日を設定し、教員が研究活動を行う環境整備に努める。
- ⑥全学年の学生が揃う令和4(2022)年度までに、随時学部の専任教員を1～2人程度増員し、兼務する教員の負担を軽減する。

根拠資料として、「学部と大学院を兼務する教員の状況（資料 10）」及び「各領域における一部教員の一週間の時間割表（資料 11）」を追加する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（34、35 ページ、資料 10、資料 11）

新	旧
<p><b>（２）教員組織体制</b></p> <p>本研究科では、学生の研究テーマを深め、探究することを可能とするため、看護学研究科における指導が可能な教育研究業績を有する教員を中心に編成する。本学は学部組織として基礎となる学部である看護学部のほか、現代ビジネス学部、健康科学部、生涯福祉学部を有しており、多職種との連携に必要な地域医療、福祉システムの理解や看護学に関連する幅広い知識等を深めるために、他学部の教員も一部授業を担当する。また、様々な分野で豊富な経験を有する学内外の非常勤講師を確保することで、教育研究の質の向上を図る。</p> <p><u>基礎となる学部である看護学部の教員を兼務する教員は、博士前期課程においては 15 人、博士後期課程においては 11 人であり、そのうち、博士後期課程を担当する 11 人は、学部、博士前期課程、博士後期課程を担当することとなる。本研究科は、博士前期課程及び博士後期課程を同時に設置することから、教員の負担が過度とならないこと、学部への影響がないこと、研究科の教育研究の質の維持向上が継続して担保されていることが不可欠である。このことを踏まえ、完成年度を迎える令和 4</u></p> <p><u>（2022）年度の教員の担当予定科目に基づき、研究科のみを担当する教員を除く 15 人の教員の平均担当単位数を算出すると 30.08 となる。各期で見ると、前期の平均が約 16.9、後期の平均は約 13.1 とな</u></p>	<p><b>（２）教員組織体制</b></p> <p>本研究科では、学生の研究テーマを深め、探究することを可能とするため、看護学研究科における指導が可能な教育研究業績を有する教員を中心に編成する。本学は学部組織として基礎となる学部である看護学部のほか、現代ビジネス学部、健康科学部、生涯福祉学部を有しており、多職種との連携に必要な地域医療、福祉システムの理解や看護学に関連する幅広い知識等を深めるために、他学部の教員も一部授業を担当する。また、様々な分野で豊富な経験を有する学内外の非常勤講師を確保することで、教育研究の質の向上を図る。</p> <p><u>基礎となる学部である看護学部の教員を兼務する教員は、博士前期課程においては 17 人、博士後期課程においては 12 人である。学部教育を基盤として、より高度な看護専門職の養成を行う研究科の指導にあたる。学部と兼務する教員については、学部の担当科目を講師や助教と分担し持ちコマ数の調整を行い、実習担当教員を配置するなどし、実習担当者の負担を軽減するなど、学部と兼務する教員の負担が過重とならないよう配慮する。</u></p>

新	旧
<p><u>り、このうち実習や集中講義を除くと、週当たりの授業時間は十分確保可能である(資料 10)。さらに、完成年度の令和 4 (2022) 年度の担当予定科目に基づき、教員別の時間割を作成し、各期において 1 週間に 1 日、授業を配置しない曜日を設定することが可能であることを確認した(資料 11)。</u></p> <p><u>以上のことから、本研究科は研究科と既存の学部を合わせた教員の負担が無理のないものとなっているといえる。</u></p> <p><u>さらに、以下の対応により、教員の負担が過重とならないよう配慮する。</u></p> <p><u>①教育の質の維持に配慮しつつ、学部の担当科目を講師や助教と分担し、担当コマ数の調整を行う。</u></p> <p><u>②兼担として担当する他学部の授業については、兼任講師等を増員し、兼務する教員の負担を軽減する。</u></p> <p><u>③学部における実習にあたっては、実習の質を維持するため、現場に精通した実習担当教員を新たに配置し、実習担当教員の負担を軽減する。</u></p> <p><u>④前日の授業が 7 限に配置される教員は、可能な限り 1 限の授業を控え、教員の負担が無理のないよう配慮する。</u></p> <p><u>⑤前期、後期の各期において 1 週間に 1 日、授業を配置しない曜日を設定し、教員が研究活動を行う環境整備に努める。</u></p> <p><u>⑥全学年の学生が揃う令和 4 (2022) 年度までに、随時学部の専任教員を 1 ～ 2 人程度増員し、兼務する教員の負担を軽減する。</u></p>	

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p><u>資料 10「学部と大学院を兼務する教員の状況」を参照</u></p> <p><u>資料 11「各領域における一部教員の一週間の時間割表」を参照</u></p>	



三徳 和子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
博士前期課程	看護学研究方法特論	1前	0.7
	保健医療福祉学特論	1後	0.8
	地域看護学特論	1前	1.6
	地域看護学特論演習	1後	1.7
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	看護学研究方法特別講義	1前	0.4
	保健医療福祉政策特別講義	1後	0.8
	地域看護学特別講義	1前	1.2
	地域看護学特別講義演習	1通	1.2
	特別研究D	1・2・3通	8
		I期	15.5
		II期	12.9
		計	28.4

窪寺 俊之			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
博士前期課程	看護倫理学特論	1前	0.6
	臨床死生学特論	1後	1
	精神看護学特論	1前	0.6
	精神看護学特論演習	1後	0.7
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	地域看護学特別講義	1前	0.4
	地域看護学特別講義演習	1通	0.4
	特別研究D	1・2・3通	8
		I期	9.8
		II期	9.9
		計	19.7

小笠原 知枝			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
博士前期課程	看護理論特論	1前	1.4
	エンドオブライフケア特論	1後	1
	エンドオブライフケア看護学特論	1前	1
	エンドオブライフケア看護学特論演習	1後	1.2
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	エンドオブライフケア看護学特別講義	1前	1.6
	エンドオブライフケア看護学特別講義演習	1通	1.6
	特別研究D	1・2・3通	8
		I期	12.8
		II期	11
		計	23.8

長尾 憲樹			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	環境保健学	3前	1
	健康・スポーツ科学 I (講義) (◆)	1前	2
	運動処方論 (◆)	3前	2
	生化学 (◆)	2前	2
	基礎ゼミ II (◆)	1後	2
	卒業研究 I (◆)	3前	2
	卒業研究 II (◆)	4通	2
	運動処方演習 (◆)	3後	2
博士前期課程	長寿科学看護特論	1前	0.6
	長寿科学看護特論演習	1後	0.9
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	地域看護学特別講義	1前	0.4
	地域看護学特別講義演習	1通	0.4
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	19.2
		II 期	14.1
		計	33.3

長尾 光城			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	臨床病理病態学Ⅲ (外科系)	2後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
	医学概論 (◆)	3前	0.6
	健康・スポーツ科学 I (講義) (◆)	1前	2
	人体の構造と機能及び疾病 (◆)	1後	2
	人体の構造及び日常生活行動に関する理解 (◆)	3後	2
博士前期課程	長寿科学看護特論	1前	1.2
	長寿科学看護特論演習	1後	0.9
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	生涯発達看護学特別講義	1前	0.8
	生涯発達看護学特別講義演習	1通	0.8
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	18
		II 期	16.3
		計	34.3

長弘 千恵			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
博士前期課程	看護学研究方法特論	1前	0.8
	在宅看護学特論	1前	1
	在宅看護学特論演習	1後	1.1
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	看護学研究方法特別講義	1前	1
	在宅看護学特別講義	1前	1.2
	在宅看護学特別講義演習	1通	1.8
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	17.9
		II 期	11
		計	28.9

富安 俊子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	母性看護学概論	2前	2
	母性看護学援助論	3前	2
	母性看護学実習	3後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
	看護の統合と実践実習	4前	2
	看護学Ⅱ (◆)	2後	0.6
博士前期課程	母性・小児看護学特論	1前	1
	母性・小児看護学特論演習	1後	1.1
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	特別研究D	1・2・3通	8
	I期		20
	II期		12.7
	計		32.7

柴山 健三			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	成人看護学概論	2前	0.7
	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
博士前期課程	看護学研究方法特論	1前	0.5
	看護倫理学特論	1前	1.4
	成人・老年看護学特論	1前	1.2
	成人・老年看護学特論演習	1後	1.3
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	看護学研究方法特別講義	1前	0.6
	生涯発達看護学特別講義	1前	0.8
	生涯発達看護学特別講義演習	1通	0.8
	特別研究D	1・2・3通	8
	I期		16.6
II期		10.7	
計		27.3	

加藤 知可子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	精神看護学概論	2後	0.7
	精神看護学援助論	3前	1
	精神看護学実習	3後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
	看護の統合と実践実習	4前	2
	特別研究M	1通	8
博士前期課程	精神看護学特論	1前	1.4
	精神看護学特論演習	1後	1.3
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	在宅看護学特別講義	1前	0.8
	在宅看護学特別講義演習	1通	0.2
	特別研究D	1・2・3通	8
	I期		18.3
II期		13.1	
計		31.4	

多田 章夫			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	健康科学序論 (◆)	1後	2
	公衆衛生学 (◆)	2後	2
	薬理学 (◆)	3後	2
	解剖学 (◆)	1後	2
	生理学 (◆)	1後	2
	健康科学 (◆)	2前	2
	基礎ゼミ I (◆)	1前	2
	卒業研究 I (◆)	4前	2
	卒業研究 II (◆)	4後	2
	公衆衛生学 I (◆)	1後	2
博士前期課程	疫学・統計学特論	1前	2
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	応用統計学特別講義	1後	2
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	16
		II 期	24
		計	40

森田 恵子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	小児看護学概論	2後	2
	小児看護学援助論	3前	2
	小児看護学実習	3後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
博士前期課程	母性・小児看護学特論	1前	1
	母性・小児看護学特論演習	1後	0.9
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	生涯発達看護学特別講義	1前	0.4
	生涯発達看護学特別講義演習	1通	0.4
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	16.6
		II 期	14.1
		計	30.7

兒玉 拓			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	薬理学	2前	2
	免疫・微生物学	1後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
	医学概論 (◆)	3前	0.6
	健康・スポーツ科学 I (講義) (◆)	1前	2
	生活習慣病 (成人病) (◆)	3前	2
博士前期課程	エンドオブライフケア看護学特論	1前	1
	エンドオブライフケア看護学特論演習	1後	0.8
	特別研究M	2通	8
博士後期課程	エンドオブライフケア看護学特別講義	1前	0.4
	エンドオブライフケア看護学特別講義演習	1通	0.4
	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	21.2
		II 期	12
		計	33.2

高見 千恵			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	家族関係論	1後	2
	老年看護学概論	2前	0.1
	在宅看護概論	2後	2
	在宅看護援助論	3前	2
	在宅看護実習	4前	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
博士前期	在宅看護学特論	1前	0.8
	在宅看護学特論演習	1後	0.9
	特別研究M	1通	8
		I 期	13.9
		II 期	9.9
		計	23.8

宮島 多映子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	看護学概論	1前	2
	ヘルスアセスメント	2前	1
	看護技術論 I (生活援助技術)	1後	2
	看護技術論 II (診療補助技術)	2前	2
	看護技術論 III (看護過程)	2前	2
	基礎看護学実習 I	1後	1
	基礎看護学実習 II	2後	2
	看護の統合と実践実習	4前	2
博士前期課程	看護教育学特論	1後	1.2
	看護教育管理学特論	1前	0.6
	看護教育管理学特論演習	1後	0.7
	特別研究M	1通	8
博士後期課程	特別研究D	1・2・3通	8
		I 期	17.6
		II 期	14.9
		計	32.5

白神 佐知子			
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	成人看護学概論	2前	1.3
	成人看護援助論 I (急性期)	2後・3前	2
	成人看護援助論 II (慢性期)	2後・3前	2
	成人看護学実習 I	3後	2
	成人看護学実習 II	3後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究 I	3前	2
	看護研究 II	4通	2
	看護の統合と実践実習	4前	2
	博士前期課程	成人・老年看護学特論	1前
成人・老年看護学特論演習		1後	0.4
特別研究M		2通	8
			I 期
		II 期	11.4
		計	26.3

大植 由佳		大植 由佳	
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	ヘルスアセスメント	2前	1
	看護技術論Ⅰ（生活援助技術）	1後	2
	看護技術論Ⅱ（診療補助技術）	2前	2
	看護技術論Ⅲ（看護過程）	2前	2
	基礎看護学実習Ⅰ	1後	1
	基礎看護学実習Ⅱ	2後	2
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
	看護の統合と実践実習	4前	2
博士前期課程	看護教育学特論	1後	0.6
	看護教育管理学特論	1前	0.6
	看護教育管理学特論演習	1後	0.5
	特別研究M	1通	8
	I期	16.6	
	II期	11.1	
	計	27.7	

大植 崇		大植 崇	
区分	授業科目名	開講期	担当単位数
学部	成人看護援助論Ⅰ（急性期）	2後・3前	2
	成人看護援助論Ⅱ（慢性期）	2後・3前	2
	成人看護学実習Ⅰ	3後	2
	成人看護学実習Ⅱ	3後	2
	災害看護学	4前	1
	基礎ゼミ	1前	2
	看護研究Ⅰ	3前	2
	看護研究Ⅱ	4通	2
	国際看護学Ⅰ	2前	1
	国際看護学Ⅱ	3後	1
	看護の統合と実践実習	4前	2
	博士前期課程	看護教育学特論	1後
看護教育管理学特論		1前	0.6
看護教育管理学特論演習		1後	0.5
	I期	11.6	
	II期	9.1	
	計	20.7	

一部教員の一週間の時間割表

○広域看護学領域（地域看護学）

三徳 和子

I 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限						
3 限						特別研究M
4 限			看護研究 I			
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限	看護学研究方法特論 ※ (5/15)		看護学研究方法特別講義 ※ (3/15)	地域看護学特別講義 ※ (9/15)	地域看護学特論演習 ※ (12/15)	
7 限			地域看護学特論 ※ (13/15)	地域看護学特別講義演習 ※ (9/15)		

II 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						保健医療福祉学特論 ※ (6/15)
2 限						保健医療福祉政策特別講義 ※ (6/15)
3 限						特別研究M
4 限					公衆衛生看護学概論 ※ (1/15)	
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限						
7 限				地域看護学特別講義演習 ※ (9/15)		

…学部科目

…博士前期課程科目

…博士後期課程科目

※ (○/○) …授業担当回数

一部教員の一週間の時間割表

○生涯発達看護学領域

長尾 光城

I 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限			基礎ゼミ			
3 限			医学概論			特別研究M
4 限			看護研究 I			
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限					生涯発達看護学特別講義 ※ (6/15)	
7 限		長寿科学看護特論 ※ (9/15)			生涯発達看護学 特別講義演習 ※ (6/15)	

II 期

	月	火	水	木	金	土
1 限		健康・スポーツ科学 I (講義)				
2 限					人体の構造及び日常生活行動 に関する理解	
3 限						特別研究M
4 限					人体の構造と機能及び疾病	
5 限			看護研究 II		臨床病理病態学III (外科系)	特別研究D
6 限		長寿科学看護特論演習 (13/15)				
7 限					生涯発達看護学 特別講義演習 ※ (6/15)	

…学部科目

…博士前期課程科目

…博士後期課程科目

※ (○/○) …授業担当回数



一部教員の一週間の時間割表

○広域看護学領域（在宅看護学）

長弘 千恵

I 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限			基礎ゼミ ※ (2/15)			
3 限						特別研究M
4 限			看護研究 I			
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限	看護学研究方法特論 ※ (6/15)		看護学研究方法特別講義 ※ (7/15)		在宅看護学特別講義 ※ (9/15)	
7 限			在宅看護学特論 ※ (7/15)		在宅看護学 特別講義演習 ※ (13/15)	

II 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限						
3 限						特別研究M
4 限						
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限		在宅看護学特論演習 ※ (8/15)				
7 限					在宅看護学 特別講義演習 ※ (13/15)	

…学部科目

…博士前期課程科目

…博士後期課程科目

※ (○/○) …授業担当回数

一部教員の一週間の時間割表

○生涯発達看護学領域

柴山 健三

I 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限						看護倫理学特論 ※ (10/15)
3 限						特別研究M
4 限		成人看護学概論 ※ (5/15)	看護研究 I			
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限	看護学研究方法特論 ※ (4/15)		看護学研究方法特別講義 ※ (5/15)		生涯発達看護学特別講義 ※ (6/15)	
7 限	成人・老年看護学特論 ※ (9/15)				生涯発達看護学 特別講義演習 ※ (6/15)	

II 期

	月	火	水	木	金	土
1 限						
2 限						
3 限						特別研究M
4 限						
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限	成人・老年看護学 特論演習 ※ (10/15)					
7 限					生涯発達看護学 特別講義演習 ※ (6/15)	

- …学部科目
- …博士前期課程科目
- …博士後期課程科目
- ※ (○/○) …授業担当回数

一部教員の一週間の時間割表

○エンドオブライフケア看護学領域

兒玉 拓

I 期

	月	火	水	木	金	土
1 限		生活習慣病(成人病)				
2 限			基礎ゼミ			
3 限		薬理学	医学概論			特別研究M
4 限			看護研究 I			
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限				エンドオブライフケア 看護学特別講義※ (3/15)	エンドオブライフケア 看護学特論※ (7/15)	
7 限				エンドオブライフ ケア特別講義演習 ※ (3/15)		

II 期

	月	火	水	木	金	土
1 限	健康・スポーツ科学 I (講義)					
2 限						
3 限	免疫・微生物学					特別研究M
4 限						
5 限			看護研究 II			特別研究D
6 限				エンドオブライフケア 特別講義演習 ※ (3/15)	エンドオブ ライフケア 特論演習 ※ (3/15)	
7 限				エンドオブ ライフケア特論 ※ (3/15)		

…学部科目

…博士前期課程科目

…博士後期課程科目

※ (○/○) …授業担当回数

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (D)

5. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

本研究科では、高度な研究・教育を通じて看護学を追究・教授することを目的としており、そのため担当教員は、優れた教育研究業績と豊富な教育経験を有した人材を適切に配置していることから、年齢構成で65歳以上の割合が高い。

「兵庫大学等定年規則」第2条第2項による本学教員の定年は67歳であるが、本研究科が完成年度を迎える令和5年(2023)年3月末には、同条第4項の規定により6人が定年に達することになる。すなわち本研究科完成後には、「エンドオブライフ看護学領域」の教員が1人、「生涯発達看護学領域」の教員が1人、「広域看護学領域」の教員が4人、計6人が定年退職することとなる。

これらの領域を担当する教員組織の将来構想として、50～59歳の教授6人を令和5(2023)年に新たに採用する計画である。

そのことにより50～59歳が8人、60～64歳が3人、65～69歳が2人の計13人の教員組織となり、教育研究の継続性は担保できるとともに、科目の実施体制に影響はないと考える。

また、それ以降も定年退職者が出た場合は、後任の若手教員を必ず採用し、教員組織の維持に努める。

教員の新規採用にあたっては、学長を委員長とする人事構想委員会(仮称)を設置し、本委員会で策定した人事計画に基づき実施する。同委員会では、①定年退職者に合わせた計画的な教員採用の実施 ②年齢構成、教育経験、研究領域のバランスを踏まえ、教育研究の質の維持向上及び継続性の担保、の2点を基本原則とした採用人事を行う。

また本学の准教授・講師・助教のうち、博士課程修了者及び博士課程在学中の者を対象に十分なFD活動を展開し、教授の指導の下、教育研究の経験を積ませ、研究者として、また大学院の教育指導者としての資質向上を図り、博士前期課程、博士後期課程の指導者への登用を図っていく。以上の計画により、不断に教育研究の継続性を担保していく。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (35、36 ページ)

新	旧
<p>(3) 教員年齢構成            . . . . . (略) . . . . .</p> <p><u>本研究科では、高度な研究・教育を通じて看護学を追究・教授することを目的としており、そのため担当教員は、優れた教育研究業績と豊富な教育経験を有した人材を適切に配置していることから、年齢構成で65歳以上の割合が高い。</u></p> <p><u>「兵庫大学等定年規則」第2条第2項による本学教員の定年は67歳であるが、本研究科が完成年度を迎える令和5年(2023)年3月末には、同条第4項の規定により6人が定年に達することになる。すなわち本研究科完成後には、「エンドオブライフ看護学領域」の教員が1人、「生涯発達看護学領域」の教員が1人、「広域看護学領域」の教員が4人、計6人が定年退職することとなる。</u></p> <p><u>これらの領域を担当する教員組織の将来構想として、50～59歳の教授6人を令和5(2023)年に新たに採用する計画である。</u></p> <p><u>そのことにより、博士前期課程では40～49歳では講師1人、50～59歳では教授8人、准教授2人の計10人、60～64歳では教授4人、准教授1人の計5人、65～69歳では教授1人の総計17人の教員組織となり、博士後期課程においては、50～59歳が8人、60～64歳が3人、65～69歳が2人の計13人の教員組織となり、教育研究の継続性は担保できるとともに、科目の実施体制に影響はないと考える。</u></p> <p><u>また、それ以降も定年退職者が出た場合は、後任の若手教員を必ず採用し、教員組</u></p>	<p>(3) 教員年齢構成            . . . . . (略) . . . . .</p> <p><u>担当教員は、本研究科での高度な教育研究を行うための教育研究業績と教育経験の豊富な人材を適切に配置したことから、60歳以上の割合が高い。兵庫大学等定年規則第2条第2項に基づく、本学教員の定年は67歳であり、博士前期課程が完成年度を迎える平成34年3月末、博士後期課程が完成年度を迎える平成35年3月末までに6人が定年に達することになるが、同規則第2条第3項及び第4項を適用することにより、定年後も専任教員として教育・研究にあたることが可能である。本研究科完成後には、豊富な教育研究業績及び教育経験を有する教員が順次退職することとなるが、本学の准教授・講師・助教のうち、博士課程修了者及び博士課程に在籍する者などにFD活動を徹底し、教授の下で教育研究の経験を積むことで、研究者として、また大学院の教育指導者としての資質向上を図り、博士前期課程、博士後期課程の指導者への登用を図る。</u></p> <p><u>また、高齢である教員が担当する科目を担当することができる後任者候補の情報収集を行うなどにより、年齢構成のバランスを配慮しつつ、教育研究の質の維持向上及び継続性を担保できるよう努める。</u></p>

新	旧
<p><u>織の維持に努める。</u></p> <p><u>教員の新規採用にあたっては、学長を委員長とする人事構想委員会（仮称）を設置し、本委員会で策定した人事計画に基づき実施する。同委員会では、①定年退職者に合わせた計画的な教員採用の実施、②年齢構成、教育経験、研究領域のバランスを踏まえ、教育研究の質の維持向上及び継続性の担保、の2点を基本原則とした採用人事を行う。</u></p> <p><u>また本学の准教授・講師・助教のうち、博士課程修了者及び博士課程在学中の者を対象に十分なFD活動を展開し、教授の指導の下、教育研究の経験を積ませ、研究者として、また大学院の教育指導者としての資質向上を図り、博士前期課程、博士後期課程の指導者への登用を図っていく。以上の計画により、不断に教育研究の継続性を担保していく。</u></p>	